

屋外広告物の正しい知識

ルールを守って、美しい焼津市に！

無秩序な屋外広告物が設置されると都市や自然の景観を損ね、時には設置した屋外広告物が倒壊したり交通標識の見通しを悪くするなど私たちに危害を及ぼすことがあります。こうしたことを防ぐため、静岡県屋外広告物条例により屋外広告物を規制する地域を定め屋外広告物について大きさ・高さなどのルールを設けています。規制地域内に屋外広告物を表示する方は、このルールを守り、美しい焼津市の街づくりにご協力ををお願いいたします。



● 屋外広告物とは…

■ 屋外広告物の定義

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- ④看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに掲出・表示されたものやこれらに類するもの

※このように、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、「屋外広告物」に該当することになります。

■ 屋外広告物の種別

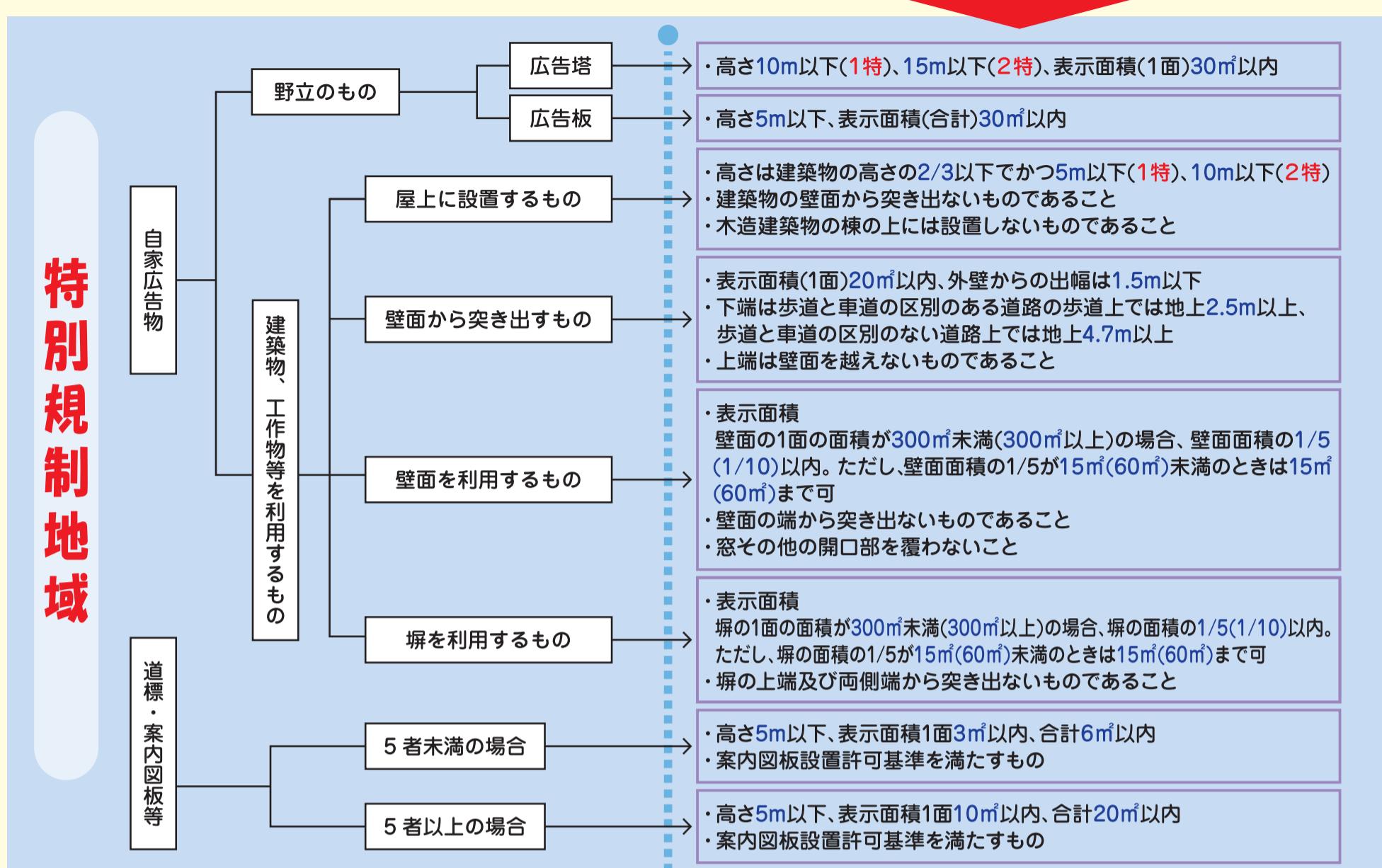
屋外広告物はその広告内容等により、原則的に大きく以下の3つに区分されます。

- 自家広告物…自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を自己の住所、事務所、営業所、作業所へ表示する広告物
- 道標・案内図板等…店名等に加え、矢印と距離又は案内図等が表示されている広告物
- 一般広告物…上記以外の広告物

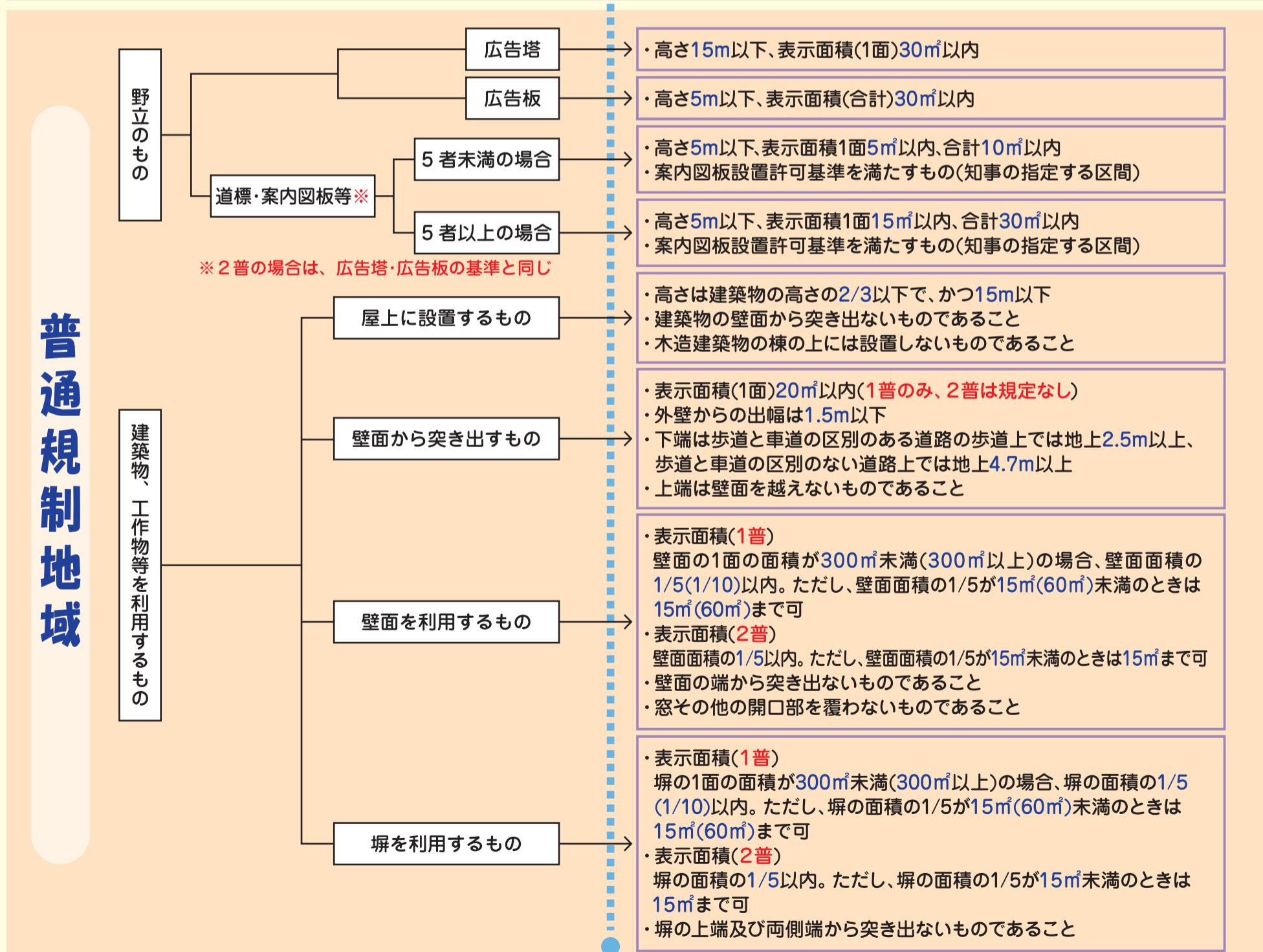
○許可の個別基準

許可基準

特別規制地域



普通規制地域



注1) 1特：第1種特別規制地域、2特：第2種特別規制地域、1普：第1種普通規制地域、2普：第2種普通規制地域

注2) 複数の広告物で、1つの意匠を表すものは、全体を1個の広告物とみなし、基準に適合するものであること

注3) 案内板には矢印と距離又は地図のどちらかを必ず表示すること

○ 屋外広告物規制地域

焼津市では、静岡県屋外広告物条例により市内の下記の地域を4つの規制地域に指定し、屋外広告物の規制を行っています。規制地域内に広告物を表示する際には、原則として焼津市長の許可が必要です。（許可不要の広告物については、『[許可申請不要の広告物](#)』をご覧ください。）また、その広告物は条例で定められた基準に適合するものでなければなりません。（個別基準については『[許可の個別基準](#)』をご覧ください。）

1 特別規制地域

この地域は、基準に適合し許可を受けた自家広告物や道標・案内図板などの適用除外のものを除き、原則的には広告物が表示できない地域です。

■第1種特別規制地域

■第2種特別規制地域

2 普通規制地域

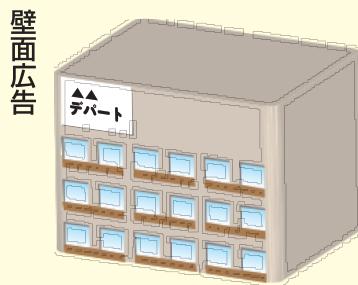
この地域は基準に適合し、許可を受けた広告物が掲出できます。

■第1種普通規制地域

■第2種普通規制地域



※詳細については、裏面の規制図をご覧下さい。



○ 許可申請不要の広告物

次の場合等では許可申請が不要となります。

■自家広告物のうち一事業所当たりの表示面積の合計が下記のもの

●特別規制地域（第1種・第2種）に表示する場合

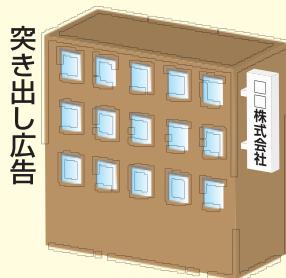
表示面積の合計が5m²以内の場合

●第1種普通規制地域に表示する場合

表示面積の合計が10m²以内の場合

●第2種普通規制地域に表示する場合

表示面積の合計が20m²以内の場合



■道路標識など法令の規定により表示するもの

■国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもので、基準に適合するもの

■公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等

■工事現場の板塀等に表示されるもので、基準に適合するもの

■冠婚葬祭等のため、一時的に表示するもの

■催事等のため、その会場敷地内に表示するもの

■自治会等が設置する掲示板で規則に適合するもの、及びこれに表示するもの

○掲出の可否及び許可申請の要否

規制地域区分		自家広告物				道標・案内図板等	一般広告物		
		一事業所、営業所等当たりの表示面積の合計							
		5m以内	10m以内	20m以内	20m超				
特別規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要				掲出可 許可申請必要		
	第2種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要				掲出可 許可申請必要		
普通規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要			掲出可 許可申請必要		
	第2種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要			掲出可 許可申請必要		

※知事の指定する区間（国道150号、県道静岡焼津線、県道焼津森線、市道小川島田幹線、市道志太中央幹線、県道島田吉田線、県道高洲和田線、県道焼津榛原線）から100m以内（用途地域を除く）の第1種普通規制地域については、野立の一般広告物は掲出できません。

○禁止物件

次の物件等には広告物を表示できません。

●橋 ●トンネル ●高架構造物 ●分離帯 ●地下道昇降口の上屋 ●石垣 ●擁壁 ●街路樹 ●信号機 ●道路標識 ●道路上のさく ●消火栓 ●郵便ポスト ●電話ボックス ●送電塔 ●煙突 ●ガスタンク ●道路の路面など

●電柱、街灯柱、消火栓標識柱には、はり紙・はり札・立看板は表示することはできません。

○禁止広告物

次の広告物は表示できません。

●著しく破損し、又は老朽したもの
●倒壊又は落下のおそれがあるもの
●信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
●交通の安全を阻害するもの

○屋外広告物許可申請の手続き

許可が必要な広告物を表示する場合は、設置工事等開始前に事前相談のうえ、許可申請の手続きをお願いします。高さが4mを超える広告板又は広告塔を設置する場合は、堅ろうな広告物等の管理者届と建築確認（工作物）が必要となります。その他、道路上に広告物を掲出するには、別に道路占用又は道路使用許可を受ける必要があります。申請書類様式は焼津市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。また、申請に際しては広告物の表示面積等に応じて許可申請手数料がかかります。許可の有効期限は通常は2年以内です。許可期間経過後も引き続き表示する場合は、更新の許可申請手続きが必要です。

手数料の金額等、詳細につきましては、焼津市役所までお問い合わせください。

● 案内図板設置許可基準の概要 (平成25年10月1日施行)

基準の項目		特別規制地域における基準の概要	後退距離規制適用地域における基準の概要
1	案内図板の定義	事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置すること。	
2	距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。	
3	相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上。	
4	高さ	案内図板の高さは地上5m以下。	
5	面積	案内図板の表示面積は、片面3m ² 以内の表示が原則。 ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。	案内図板の表示面積は、片面5m ² 以内の表示が原則。 ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
6	地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。	
7	案内表示の面積	案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。 このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	
8	写真・イラストの使用	写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。 なお、写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	
9	地の色彩	地の色彩は、彩度8以下かつ明度3以上。	
10	電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。	
11	建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。	
12	協同看板	・表示面積は10m ² 以内。 ・1者当たりの表示面積は2m ² 以内。 ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。	・表示面積は15m ² 以内。 ・1者当たりの表示面積は3m ² 以内。 ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。

お問い合わせ先

焼津市役所都市計画課計画担当

〒425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 TEL : 054(626)2160 FAX : 054(626)2184
E-mail toshi kei kaku@city.yaizu.lg.jp URL http://www.city.yaizu.lg.jp/